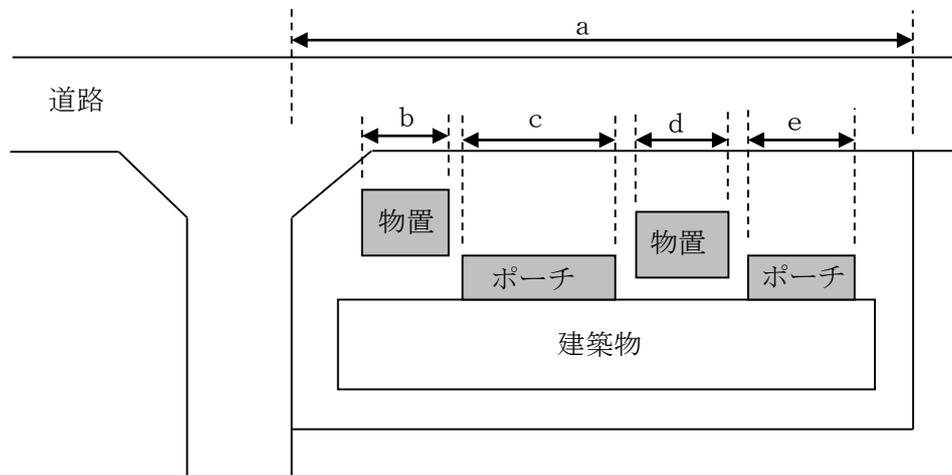


集団規定	建築物の各部分の高さ
	法第 56 条第 2 項、令第 130 条の 12 第一号ロ、同条第二号

### 同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合の前面道路に面する長さの算定

下図のように、同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合の令第 130 条の 12 第一号ロ（物置等の前面道路に面する長さ）及び同条第二号（ポーチ等の前面道路に面する長さ）は以下のとおりとする。



同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合の、令第 130 条の 12 第一号ロ及び同条第二号の前面道路に面する長さは、敷地単位で算定する。

上図の場合、物置については  $(b+d)$ 、ポーチについては  $(c+e)$  が前面道路に面する長さとなる。

技術的助言等	
参考資料等	